

特 許 共 同 出 願 覚 書

国立大学法人大分大学（以下「甲」という。）と株式会社*****（以下「乙」という。）とは、共同して行った下記の発明（以下「本発明」という。）の特許等知的財産権の共同出願に関し、次の各条項の合意を得たので、覚書を締結するものとする。

発明の名称 ：
出願番号 ：
甲の整理番号 ：
乙の整理番号 ：

（権利の帰属及び持分）

第1条 甲及び乙は、本発明に関する特許を受ける権利及びこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という。）を共有するものとし、その持分は甲が**%、乙が**%とする。

（出願及び諸手続き）

第2条 甲及び乙は、本発明の出願から登録に至るまでの諸手続き及び登録された場合の権利の維持保全に関する手続きを行う。この場合において甲及び乙は、お互いに密接な連絡を保ち、お互いに不利益にならないようにしなければならない。

2 前項により本発明の諸手続きを行う者は、代理人を選定、変更することができ、相手方はこれに同意するものとする。

（費用負担）

第3条 甲及び乙は、前条の手続きに要する費用（代理人等を必要とする場合の費用を含む。）及び特許庁への各種支払費用（出願手数料、審査請求料、特許料・実用新案登録料等）について、互いの持分に応じて負担する。

2 前項に定める費用等を甲又は乙が負担しないときは、負担しない者は本共同出願に係る特許権等の持分を放棄したものとみなすことができる。

（外国出願）

第4条 甲及び乙は、本発明の外国出願を希望するときは、出願後5ヶ月経過するまでに、相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、前項により外国出願を行うときは、その取扱いについて別途協議のうえ定めるものとする。

(実施権)

第5条 乙は、特許権等の通常実施権を有する。

(実施料及び補償)

第6条 乙は、特許権等を実施するときは、事前に甲の同意を得るものとし、別に定める契約により実施料に代わる補償金を甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、本発明の発明者に対する補償は、それぞれ自己に属する発明者に対してのみ、自己の規程に基づき行うものとする。

(優先実施権及び第三者への実施の許諾)

第7条 甲は、本発明に係る特許権等を乙に限り、前条の実施契約締結から5年を超えない範囲で優先的に実施することを認めるものとする。ただし、乙の申し出により、甲が必要と認める場合は、優先の実施の期間を延長することができる。

ここで優先的に実施するとは独占的に実施することを意味し、乙以外への実施許諾を甲が留保することである。

2 甲及び乙は、甲及び乙以外の者（以下「第三者」という。）に対して本発明に係る特許権等を実施許諾するときは、相手方から許諾の同意を得るものとする。

3 甲及び乙は、前項により第三者に実施許諾した場合に受領する実施料を甲及び乙の権利の持分に応じて配分するものとし、実施料の額及びその支払い等の条件については、別途実施契約で定める。

(持分の譲渡)

第8条 甲及び乙は、事前に相手方の同意を書面にて得なければ、第1条に定める自己の持分の全部又は一部を譲渡することはできない。

2 譲渡人となる共有者は、前項による相手方の書面同意が得られたときは、譲受人に本覚書に定める自己の権利及び義務を承継させるものとし、これを書面により相手方に確認させるものとする。

(持分放棄)

第9条 甲及び乙は、第1条に定める自己の持分の放棄を希望する場合は、事前に書面により相手方に通知する。

2 前項により甲又は乙が持分放棄した場合、放棄した持分は、相手方が無償でこれを承継することができる。放棄人は、当該承継人が自己負担で行う当該承継に必要な出願人名義変更等の手続に協力する。

3 前項に定める当該放棄人の協力義務が当該承継人の指定する日までに履行されず、前項の手続がなされない場合、特許権等は当該承継人の名義とみなし、当該承継人の裁量で特許権等を措置することができる。

(第三者との紛争等)

第10条 甲及び乙は、特許権等について、審判、判定もしくは訴訟を提起された場合又は第三者との間に紛争の生じた場合には、相互に協力して対処するものとする。

(侵害)

第11条 甲及び乙は、第三者が特許権等を侵害し、又はこれを侵害しようとしていることを知ったときは、その旨を直ちに相手方に通知し、協議のうえ協力してその排除の手段を講じるものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本発明の内容について秘密を厳守するものとし、本発明が出願公開になるまでの間は、相手方から事前に同意を得ることなく第三者に漏洩してはならない。また本発明に係る、学会発表、論文投稿、並びに新聞掲載等情報の開示の必要性が生じた場合は、その取扱について甲乙協議して決定するものとする。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙が本覚書所定の債務の履行を怠り、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対しその損害を賠償する責に任ずる。

(契約有効期間)

第14条 本覚書の有効期間は、本契約締結の日より特許権等の消滅する日までとする。ただし、次の各号に該当したときは、その該当する日に終了するものとする。

(1) 本発明の特許出願のすべてについて拒絶の査定若しくは審決が確定したとき。

(2) 本発明に基づいて取得した特許の無効の審決が確定したとき。

(協 議)

第15条 本覚書に定めない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙で協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲及び乙で記名捺印のうえ各1通を保管する。

平成2*年**月**日

(甲) 大分県大分市大字旦野原 700 番地
国立大学法人大分大学
学 長 北野 正剛 印

(乙) * * * * *
株式会社 * * * * *
* * * 印